

京都市告示第 34 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）
第51条の19第1項及び第51条の20第1項の規定により、次のとおり法第51条の
14第1項に規定する指定一般相談支援事業者及び法第51条の17第1項第1号に規定
する指定特定相談支援事業者を指定しました。

令和5年4月7日

京都市長 門川 大作

1 申請者

株式会社 u n i t e m i n d （代表取締役 山田 勇樹）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市伏見区菱屋町671番地の3

3 事業所の名称

訪問介護 蒼斗

4 事業所の所在地

京都市伏見区石田桜木8-1 モイセス桜木102号

5 指定する事業の種類

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

6 指定年月日

令和5年4月1日

7 事業所番号

2630982425

(保健福祉局障害保健福祉推進室)